

Title	日本司教ペドロ・マルティンス日本退去の事情 : コインブラ大学総合図書館収蔵の一史料
Sub Title	On the withdrawal of Bishop Pedro Martins from Japan : manuscripts owned by the general library of the University of Coimbra
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.1 (1968. 6) ,p.137- 148
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680600-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本司教ペドロ・マルティンス日本退去の事情

—コインブラ大学総合図書館収蔵の一史料—

高瀬弘一郎

一

日本キリストian史上、十六世紀の最後の十年間は、日本とスペインとの間の外交々渉の開始とスペイン系修道会の日本布教への参加、日本司教ペドロ・マルティンスの日本渡来とその退去、所謂サン・フェリペ号事件の勃発と二十六聖人の殉教、といったようないくつかの意味で夫々因果関係を持つと見られる重大事件が相次いで発生し、極めて波瀾に富んだ一時期を画している。

近世初頭スペイン、ポルトガル両国が海外発展事業を進めて行つたのに並行して、それと相提携する形で、ローマ・カトリック教会はその教勢を新発見地に伸展させて行つたが、日本の場合は、スペイン、ポルトガルのいずれの植民地になつたわけでもなかつた事は云う迄もなく、亦一四九三年ローマ教皇アレキサンデル六世によつてスペイン、ポルトガル両国に対し設定された所請「航海領域」、及び翌一四九四年スペイン、ポルトガル両国の間で締結されたトルデシーリヤス条約によつても、そのいずれの国

日本司教ペドロ・マルティンス日本退去の事情

(一三七) 一三七

の領域に帰属するかについて、確定していない状態であつたこともあつて、十六世紀末になつて、それ迄はポルトガルの貿易商人とポルトガル王室の後援をえたイエズス会の宣教師が、日本で独立的に活躍していたところへ、極東での足場をフィリピン諸島に設けたスペインとの交渉が新たに始まり、同時にスペイン王室の後援をえたイエズス会以外の各修道会も日本布教の事業に参加し、キリストian布教は新しい局面に入ることになつた。日本に於てポルトガル系のイエズス会の宣教師と、スペイン系の各修道会の宣教師との間で見られた互の反目、確執は、このようにスペイン、ポルトガルのいずれの領域に帰属するか確定していなかつた日本という布教地に於て、両国の国家的利害と密接に結びついた性格を帶びていた宣教師が、宗教的、政治的、及び経済的な要因からひき起したものと云つて良い。そして、スペイン、ポルトガルの植民地に於けるように、政治的又は軍事的な力を背景に、未開の原住民をキリスト教に改宗させて行くことが出来たのと違ひ、日本での改宗事業を成功させるには、宣教師の全員が、統一

した布教の政策なり計画なりの下に、慎重に事を進めて行くことが必要であつたにも拘らず、このような事情から修道会の間で互に反目し合つて協力を妨げる事が生じたのは、確かに不幸なことであつたと云えよう。

ところで、一五八八年日本はマカオ司教区から分離して、独立した司教区に昇格し、司教座は豊後大友宗麟の城下、府内に設置された。そして初代の日本司教セバスチアン・デ・モライスが日本に渡来する途中で病歿した後、二代目の日本司教ペドロ・マルティンスが日本に渡つて着任したのは一五九六年八月であつた。丁度、一五九三年にスペイン系のフランシスコ会士が日本布教を開始した直後のことで、イエズス会による日本布教の独占を破つて他会が参加して来たことに対し、イエズス会の内部で議論が沸騰していた際にあつた。ところが、彼は来日して僅か半年後の一五九七年三月に、これと云つた業績も残さないまま、日本を退去しており、このように着任早々に日本を立去らねばならなかつた経緯については、従来必ずしも明らかにされてはいない。そこで、ポルトガル、コインブラ大学綜合図書館収蔵の一文書をこゝに御紹介し、日本司教マルティンス日本退去の事情を解説する一つの資料を提供したいと思う。文書を紹介する前に、スペイン系フランシスコ会士との交渉を中心に、司教マルティンスの日本に於ける動静について少し触れておきたい。イエズス会士であるペドロ・マルティンスが司教として日本に駐錫した間に、最も心を煩わせて尽力したのは、スペイン系のフランシスコ会士を日本か

ら追放し、日本布教をイエズス会が独占して行つていた当時の姿に戻すことであつたからである。

二

司教マルティンスは、日本に着任する以前から、既にフランシスコ会士に対する敵対心を露わにしている。即ち、一五九四年、フイリッピンのフランシスコ会サン・グレゴリオ管区の管区長パードレ・フライ・パブロ・デ・ヘススが三名のフランシスコ会修道士をマカオに派遣し、司教マルティンスに願つて品級を授けてもらうようにと指示したのに對し、司教は彼等に紋章を行おうとしなかつた許りか、彼等に對し、自分はこれから日本に赴いて、フランシスコ会士達をマニラに退去させるつもりだと表明したという。⁽¹⁾ そして彼は一五九五年一月十五日付で在日フランシスコ会士に書き送り、自分の考證では尊師等は日本を退去すべきである。尊師等は日本の布教地の事情を良く了解し、同地では布教をするべきではないと思う。トリエンント公會議の決定によれば、修道士は何人も司教区で布教を行うことは出来ないが、しかもしも尊師等が日本に駐在することを認めた教皇又は国王の文書を持つているのなら、イエズス会日本準管区長パードレにそれを提示するように。そして、もしもそれらの文書が有効なら、尊師等は大いに歓迎され、自分も亦、布教事業に對する尊師等の力添えを非常に期待しようが、しかもしもそうでない場合は、尊師等は日本を退去せねばならない。マニラにもキリスト教会が無いわけで

はなく、マラッカに司祭の派遣を求めた程であるから、一体何故に、これ程簡単にマニラの靈魂を見捨てゝ新しい土地にそれを求めるのか理解出来ない、と申し送つた。⁽²⁾

彼は、インド副王から秀吉に宛てた書翰と贈物を携えて、マカオで日本渡航の機会が来るのを待機していたが、在日イエズス会士達から、秀吉の迫害は鎮まり、日本キリスト教会は既に平穏に復しているから、司教の日本入国が可能であるとの連絡を受けとつたので、マカオを発ち、一五九六年八月十四日に長崎に上陸した。⁽³⁾ 司教の来日を知ったフランシスコ会側は、彼を歓迎する意志表示も兼ねて、自分達の主張する所に理解を求める為、三名の修道士が司教と会見したが、その席で司教は、イエズス会の日本布教独占を認めた教皇グレゴリオ十三世の小勅書は有効であつて、フランシスコ会士が日本に駐在するのは不当であると告げた。そしてその後、九月には、イエズス会以外の修道士を日本に運んではならない。ポルトガル人、日本人を問わず、フランシスコ会士の教会に、ミサや説教を聞いたり告解をしたりする為に赴いてはならない、という事を、破門罪と銀一〇〇タエルの罰金刑を以つて命じ、そして今後はイエズス会の教会のみでこれらを行うようにと指令した許りが、フランシスコ会士が建設中の教会や修道院を完成させる為に喜捨を行うことをも禁止した。

司教はインド副王の使節としての使命を果す為、上京の許可を秀吉に乞い、その許しをえたので同年十一月一日長崎を発ち、十六日に京都に着いた。同地で待つこと数日、伏見に於て秀吉に謁

見して使節としての務めを果し、そして同時に、フランシスコ会士を追放するよう要請したいという。その後、十二月七日に長崎に向け帰途につく迄、引続き京都に滞在して同地のキリスト教会を巡察し、信徒に堅振を授けるなど、秀吉の眼を憚ることなく公然と聖務に当つた。そして一方、在京のフランシスコ会士との間の反目もかなり激しいものがあつたことが、フランシスコ会士等の書翰から窺える。⁽⁴⁾ 秀吉の居る京都市中での、司教のこのような活動振りを見て、同じイエズス会の中にも、これを危惧する者がいたであろうということは、想像に難くない。司教が京都を發つて長崎に向つたのは十二月七日のことであつて、所謂サン・フェリペ号事件に端を発した新たな迫害により、総ての宣教師を処刑するように、との秀吉の指令が発せられた十二月八日の前日のことであつた。これは、イエズス会のパードレ達がこのように一斉捕獲が行われる二、三日前に情報をつかみ、司教の京都潜伏は困難と見て、急遽彼を京都から逃避させたものと見る向きもある。⁽⁵⁾ 司教は大阪、堺を経て長崎に戻り、二十六人の聖殉教者が長崎で処刑された一五九七年二月五日には同地に居合せ、殉教の場に立て命じ、そして今後はイエズス会の教会のみでこれらを行うようマカオに於て、殉教者達を讀える証書をあらわしている。

司教マルティンスが日本を退去してマカオに向つたのは、この二十六聖人が殉教した翌月、一五九七年三月のことであり、彼がこの時日本を去らねばならなかつた事情については、マルティンス自身、一五九七年十一月十七日付マカオ発ポルトガル国王宛の

書翰の中で、「閔白はこの度私にマカオへ帰るよう申しましたが、私がミヤコで彼を訪問致しました時には、私を好遇してくれました。……（フランスコ会士等は、その布教態度に慎重さを欠いた為に）自分自身は殉教の栄冠を贏ち得たとしましても、それは他人の犠牲によるところが大でございます。すなわち、過去五十年の長きに亘る実りを一瞬にして——況んや日本では屢々大きな急変がございます——破壊するほど、このキリストン教会を危殆に瀕せしめ、且私が私の教会を離れる原因となりました。実は、主だつた奉行の一人が、私が日本に留まるように取計らう約束をしておりましたからでございました。併し、一度閔白がふらてたちに対してあれほど怒つて彼等に死刑の宣告を下した後では、その奉行もほかの何人も私のために何一つ口をきいてはくれず、また私が留まることにも敢えて同意してくれませんでした。

メスが、重立つたパードレと共にこの問題を協議した結果を答申した文書であるが、司教マルティンスが着任後僅か半年にして日本退去を余儀なくされた事情を解明する為の資料として、取り上げる価値があると思う。

三

この文書により、司教を日本から退去させるに至つた直接の契機は、前田玄以と長束正家の一人が長崎奉行寺沢正成に書き送り、司教の日本駐錫を秀吉が快く思つていらない旨を伝えた為であつたことが判る。ところで、寺沢がこのような書翰を受取つたのは、彼自身が渡鮮する直前で、一方では司教マルティンスがまだ京都から長崎に戻つていない時期であつた、と記されている。ところが、司教は一五九六年十二月七日京都を発ち、八日には大阪から堺に赴き、そして九日に堺から乗船、長崎に向つたこと、及び二十六人の聖殉教者が処刑された一五九七年二月五日には、長崎に居たことは判つてゐるが、正確にいつ長崎に帰着したかについては、力トリック教会に対する弾圧の煽りを受けて、日本を退去せねばならなくなつた由を語り、同じイエズス会のパードレ達も、司教が日本駐錫を続けることに反対であつたことを伝えているが、この書翰も、この間の詳しい経緯について十分明らかにしているとは云い難い。

以下御紹介するのは、司教から、自分の去就について意見を寄せるようにとの諮詢を受けたイエズス会日本準管区長ペドロ・ゴ

釜山浦、壱岐、対馬、名護屋に次舟を置いて先手よりの注進を受ける役を命ぜられたが、これ以前に彼が渡鮮した事実は知りえない。但し、文禄の役後の講和の為に明國皇帝から派遣された冊封

使との談判が決裂して、秀吉が再征を決意したのは一五九六年十月のこととで、その後諸将に朝鮮再出陣の旨を指令してその準備を行わせているので、「寺沢がこの手紙を受取つた時は、朝鮮に向けて出発するところで、しかも司教貌下はまだ王の政府から戻つて来ていなかつたので」云々というこの文書の記事も、寺沢が手紙を受取つたのは、朝鮮再出陣の為の準備に忙殺されていたので、云々、という程度の意味に解すれば、必ずしも内容的に矛盾があるとは云い切れない。しかし、それでも尚、前田と長束が先に述べたような内容の書翰を寺沢正成に送つた時期を、正確に知ることは出来ない。この点について推定出来ることは、二人が手紙を送つたのは、一五九六年十二月七日に司教が京都を発つて以後のことであり、そして寺沢がそれを受取つたのは、司教が長崎に戻つていたことが判明している、二十六聖人殉教の日、即ち一五九七年二月五日以前であつた、という事である。一五九六年十二月八日に秀吉によつて開始された教会への迫害は、当初は全修道会の宣教師、信徒に対し加えられたものであつたが、その後石田三成や前田玄以の執り成しもあつて、イエズス会関係の人々に対する措置が緩和された事が知られているが、その後前田、長束の二人が、特に司教マルティンスの日本駐錫を秀吉が快く思つていない旨を、寺沢に書き送つたのは、一体秀吉がこのような書翰を書き送るよう命じたものか、或いは又、二人が秀吉の意中を察知して認めたのか、明らかではないが、いずれにしても、日本に渡来て後の司教が、特に京都滞在中に、禁教下にあるにも拘ら

ず公然と司教の聖務を執行した事が、政局関係者から日本退去の指令が出されるに至つた原因の一つである事は確かであろう。

一方、前田、長束の二人から書翰を受け取つた長崎奉行寺沢志摩守正成は、自分自身は朝鮮再出陣の準備に当らねばならなかつたので、長崎奉行の職を代行して長崎に居た弟の寺沢半三郎に対して、司教が京都から戻り次第日本を退去させるようにという厳命を与えた。寺沢正成は一五九五年十月にペードレ・ペドロ・ゴメスから洗礼を受け、一時イエズス会に對して援助を行つたことがあるとはいゝ、決して強靭な信仰の持ち主であつたわけではなく、「全く政治的、經濟的の方便の為、そしてしかも僅か一年足らずの間だけ、寺沢は長崎ではキリスト教徒、名護屋や京都では神道と仏教の信徒であつた」⁽¹⁾。そして一五九六年末には、彼は「異教徒の奉行」と呼ばれており、前田、長束の二人の書翰を受け取つた彼が、弟の半三郎に對して、何ら斟酌を加えず、必ず次の便船で司教を日本から退去させるように命じたのも、小西行長と共に文禄の役後の日明間の講和の斡旋をしながら、これが成功せず、却つて秀吉の怒りを買つた苦い経験を持つていたので、今又、司教の日本駐在の問題で自分の地位が危うくなるのを怖れたからである、とペードレ・ゴメスは看破している。

寺沢正成が半三郎にこのような命令を与えたのは、二十六聖人の殉教より以前であつたが、その後司教が京都から長崎に戻り、そしてそれから間もなく二十六人の聖殉教者の処刑が行われたが、その後で半三郎は司教マルティンスに對して寺沢正成の命令

を伝え、そして新たな迫害が勃発した現在、司教の日本滞在に一層不利な情勢となつた旨を説いて、速かに日本から退去するようになると迫つた。こゝに於て、司教は、無断で日本に駐在することから予想される秀吉の教会に対する弾圧を避ける為に、寺沢正成、半三郎の命に従つて退去すべきか、又は、飽く迄日本に留つて司教活動に當るべきかについて、顧問のパードレ達と協議して、自分の去就について意見を出すようイエズス会日本準管区長ペドロ・ゴメスに要請した。パードレ・ゴメスは、それに応じて、一五九七年三月、折よく長崎に集つていたフランチエスコ・パシオ等日本イエズス会の院長その他、重立つたパードレ十名に諮つて、この件についての見解をよせるよう求めた。協議の結果は、全員一致して、司教マルティンスの日本駐錫は絶対に不可である、という結論に至つた。そして彼等がこのような結論を出した理由として挙げている点は、第一に、今度秀吉がフランシスコ会士を罰したのは、彼等が外交使節⁽¹²⁾という名目で渡来しながら、国内で布教活動を行つたからであるが、インド副王の使者として引見した司教が、無断で日本に留つて聖務に當つていることを知つたら、秀吉の激怒を買ひ、日本キリスト教会全体に災いがぶであろうし、亦從来イエズス会に対して好意をよせてくれた前田玄以や石田三成等の援助も、今後は望みえないということ。第二に、仮令司教が日本に潜伏しようと策しても、直ちに露見してしまうことは必定で、そうすると寺沢正成、同半三郎がそれを知るところとなり、寺沢は保身の為にこのことを秀吉に通報するに

相違ない。亦、仮令通報しないにしても、それが為に、寺沢はわれわれイエズス会士のことを憎悪して、大きな災いを加えて來ることであろう。長崎奉行である彼の態度如何は教会にとつて重大な影響を及ぼすことになる。第三には、司教が堅振等の聖務を行ふこともせずに、唯潜伏していくても、無益なだけであり、亦もしも聖務を行うなら、いくら秘密裡に運んでも、直ちに露見してしまふであろう、という事。そして第四の理由は、司教が日本に留る場合は、誰かキリスト大名の領内となるが、この為にその領主が所領を失う危険にさらされることになる。それ故有馬、大村のようなキリスト大名も、司教の日本駐錫に不賛成であつた、という事が挙げられている。

日本イエズス会の準管区長ペドロ・ゴメス以下、重立つたパードレが協議の上、全員が一致してこのような結論を出した以上、こゝに司教マルティンスの日本退去が確定したわけで、彼は同じ三月の内に、前年乗船して来たのと同じ船でマカオに渡つた。

尚、この記録によると、協議に加わつたパードレの全員が司教の日本駐在に反対して挙げた理由は、再び教会に対し迫害を加える意図を露わにして來た秀吉の矛先をかわす為に、不本意ながら司教に日本を離れてもらう、という事に尽きており、事実、主としてそのような事情から司教の日本退去が決められたことは疑いないであろうが、それと同時に、来日後の司教マルティンスの振舞いが、日本イエズス会内部の同僚の間にも、色々批判を招いたという事も看過出来ない。この点について、H・チースリク師

は「ペドロ・マルティネスは確かに敬虔熱心な司教であり、人柄も真心の人であつた。併し、彼には同僚にもいろいろ反対があつた。メシヤ神父と巡察師ワリニャーノ神父の書翰には、この同教の派手な行動や我儘な態度にいろいろ批判がある。後の準管区長ペルシオ神父は、一五九七年三月に、主がこの同教を早く御もとに召したまわらんことを、とまだ書いている。⁽¹³⁾」と記しておられるが、日本イエズス会の首脳者が協議して同教の日本退去を決めたことに関する動きが有つたことも、念頭に置く必要があろう。但し、日本に於ける司教マルティンスと他のイエズス会士との関係等については、尚今後の史料紹介を待たねばならないところが大きい。

四

〔史料〕

Biblioteca Geral da Universidade, Coimbra. Códice 704, pp. 336 a 344.

中国からこの彼の司教区に着任した司教ドン・ペドロ・マルティンスの要請に応じて、彼の去就に關して、イエズス会日本准管区長が同会のペーレン達と共に行つた協議の記録、一五九七年三月十四日。

私、イエズス会日本准管区長ペドロ・コメスは、以下申し述べ

日本司教ペドロ・マルティンス日本退去の事情

ることが眞実だということを断言する。即ち、日本の王太閣様に對して、われわれイエズス会士及びポルトガル人の為に執り成してくれ、そしてイエズス会士やナウの問題全般について、太閣様に應じて、今年中国から渡來した日本司教ドン・ペドロ・マルティンス猊下を日本に自由に駐錫させることを望み、日本の王太閣様の四人の奉行、摂津守アウグスティーニョ及びその他のキリスト教徒の領主達と合意の上で、インド副王から送られた贈物を太閣様に届ける為に司教猊下が政厅に赴いて、司教が自分の司教区に着座して、その聖務を執るのに必要な自由と平安を享受しつゝ日本に駐在することを願うのが良い、との意見であつた。特に、彼の渡来は新奇な事なので日本で噂に上つたし、各地からキリスト教徒が集つて来たりした為、太閣様が彼の渡来を知らないでいる筈がないので、もしも司教猊下が訪問を承知されないなら、彼の激怒を買ひ、この為その日本駐在は不可能にならう、と彼は考えた。しかしながら、司教猊下が政厅に赴いて訪問を終えた後、王の四人の奉行の一員であつて、インド副王よりの贈物を持參した司教猊下を王に紹介した所の、玄以法印と長束大蔵の署名のある手紙を寺沢が受取つた。そしてその手紙には、司教猊下が日本に留ることを、太閣様が快く思つていない事は明らかである旨が記してあつた。寺沢はこれを読んで、司教猊下をマカオに送り帰そうと決意した。そして、寺沢がこの手紙を受取つた時は、朝鮮に向けて出發するところで、しかも司教猊下はまだ王の政厅から

戻つて來ていなかつたので、自分の代理として長崎に駐在していだ弟の半三郎殿に、玄以法印と長束の手紙で、司教猊下が日本に留るのを太閤が快く思つていない事が明らかなので、司教猊下が京都から戻り次第、次のナウでは非共中國に帰ることを勧めるよう云い残した。中國々王の使節に對して太閤様が立腹した為、攝津守アウグステイニヨと共にその仲介の役に當つた彼は、自分の地位を失う危険にさらされたという苦い経験を既に持つていたので、司教猊下の為に、再び同じような危険に身をさらすのは望まなかつたのである。そして、こうような危険の故に、彼が云うには、司教猊下がキリスト教徒やポルトガル人から非常に尊敬されていて、日本の津々浦々からキリスト教徒が堅振を受ける為に彼の許に集まつて來るので、これが太閤様の耳に入らない筈はなく、従つて、その許可を受けずに日本に滯在しようものなら、彼の立腹を買わない筈がない、その上、キリスト教徒の法を宣布するのを禁止しているにも拘らずキリスト教徒が集団をなしている事実や、彼等の教化の様子を知つたら尚更のことである、そして怒つた太閤は、その矛先を、長崎奉行として司教猊下についても責任を負う立場にある自分に向けて來るに相違ない、と。そして寺沢は、弟に対してもこのよな指示を与える前に、この事を私に知らせたので、司教猊下の駐錫を望む私は、彼が長崎に駐在することに障害が有るなら、太閤様が支配権を持つていい何處か別の土地に駐在してもらおうと思う、このようにすれば太閤様は彼に反対することは出来ないであろうし、亦司教猊下は自分の衣裳と裝飾

を捨て、イエズス会の他のパードレと同じように潜伏することが出来るであろう、と寺沢に告げた。この為寺沢は、長崎であろうと他のいかなる土地であろうと、亦公然とであろうと潜伏しているようと、司教猊下の駐在は絶対に許してはならないどころか、次のように司教に命ずるよう、弟に云い残した。即ち、ナウが出帆する際には、司教猊下が仮令病氣であつても乗船させるように、その理由は、司教猊下が判らないように潜伏することは不可能であつて、仮令長崎以外の、誰か他の領主の土地にいたとしても、彼が駐在していることが太閤の耳に入れば、必ずそれを激怒するに相違ないからである、と。このような理由の為に、彼は司教猊下に大きな援助を与えること、及び司教の駐在を熱望しているイエズス会のパードレ達に便宜を与えることを望んでいたにも拘らず、われわれの為に自分の地位を失う危険にさらされるのは望まなかつたのだ。寺沢は更につけ加えて、司教猊下の日本駐錫を太閤様が直接又は間接に満足している由を自分に証明出来るような、玄以法印の手紙を、イエズス会士が入手するならば、彼に駐在を許す、と語つた。寺沢がこう語つたのは、私がそれを彼に懇願したからである。寺沢がこのよな伝言を弟に残したのは、この最近の迫害が始まるより前で、太閤様が司教猊下を引見した模様、及び猊下が王の許を辞去する迄のその場の経緯の總てについて知つた後のことである。

司教猊下が京都から戻つて間もなく、この迫害が起り、六名のフランスコ会修道士とその伴侶等が磔に処せられたが、半三郎

殿は、自分の配下で長崎の統治に当つてゐる者を通して、寺沢の伝言を司教猊下に伝えさせ、そしてつけ加えて、自分の兄は、この度の迫害が始まる以前にこれを命じたのだが、その後の出来事を知つた今は一層この点が確認されねばならない、何故なら、太閤は、キリスト教徒の法を再び禁止した外に、托鉢修道士達に与えた宣告文の中で挙げられている彼等の罪状の中の一つは、彼等が外交使節という名目で渡来しながら、長い間日本に居続けて、彼が先年禁止した法を宣布した、ということであつたので、インド副王から派遣されて來た人物として太閤様の前に現われながら、同時にキリスト教徒達の頭である彼が日本に駐在するなどは、それが仮令兄の支配下にない土地に変装して潜伏するものであつても、自分はそれを許すことは出来ない、と告げ、そして更に加えて、仮令兄が自分にこれを命じなかつたとしても、このたび迫害が再開した現在、自分は自發的に彼を中国に送り返さざるをえない、これは兄や自分にとつて重大なかゝわりがある事だからである、と述べた。そして司教猊下は、自分で適當と判断した土地に於て然るべき潜伏法をとる旨申し出て、いろいろ手立てをして駐在の許可を得ようとしたが、寺沢は決してこれを認めようとしなかつたどころか、ナウの出帆が近づいた今、どうしても立ち去るようにと命じた別の伝言を彼に送つた。そしてこの新たな迫害の為に、大いに尽力したにも拘らず、寺沢が求めるような手紙を、玄以法印から得ることが出来なかつたので、司教猊下は、殊にこの迫害時、自分が駐在して堅振の秘蹟を授けることによつ

て信徒達の信仰を鼓舞し、強固にすることが出来る時に、自分があずかつてゐる信徒を見棄てゝ日本を立去ることを非常に残念に思ひ、迫害下にある現在寺沢とその弟の意向に逆つて日本に駐在すると、自分の身に危険が及ぶことにならうが、それは意に介さない、亦仮令最も秘密の土地に於て、他のパードレ達よりはるかに厳しい潜伏を強いられようと構わないから、次のことについて、私の顧問達と協議するよう、私に要請した。即ち、司教自身の身にふりかゝる危険は顧みず、只、キリスト教会の利益と主デウスのより大なる光榮のみを願うならば、彼が日本に留つて信徒達と共に在るのか、又は寺沢とその弟の命ずる所に従つて、その許可なしにこの地に駐在すると太閤がキリスト教会に加えて来るであろう災を避ける為に中国に戻るのか、いずれが適當であるかについて協議し、今後とするべき態度が決められるように、これについてのパードレ達の意見を聴きたい、と語つた。私は、このような司教猊下の要請を受けて、いくつかの重要な問題について協議する為にこの地に招集してあつた日本の院長が、パードレ・オルガンチーノを除いて全員此処に居ることを確認し、司教猊下が私に語つた件を、彼等やその他何人かのパードレに諮り、これについての良識ある見解を私に寄せるよう求めた。彼等は全員一致して、司教猊下の日本駐錫は絶対に適當ではない、何故なら彼の駐錫は、全キリスト教会及びその働き手にとつて、殆んど、又は全く裨益しないどころか、恐らく危険を招くことにならう、それは、日本では罪を犯した者許りかそれを帮助した者も總て罰せ

られるからである、という見解をとり、そして更に附言して、日本から立去るのが適當だというだけではなく、仮令隠れて、特別な一ペードレとしてあつても、日本に戻つて來るのは適當ではない、そして更に、キリスト教会が現状以上に自由と平安を享受しているから、司教猊下が駐錫してもキリスト教会にとつて弊害が及ぶ危険が無い故、日本に渡来しても良い、などと彼に書き送ることも適切ではない、と述べた。ペードレ達がこのような見解をとるに至つた理由は、次の通りであつた。

第一に、キリスト教会が現在直面している情勢は、新たな厳しい布告であつて、太閤はそれによつて日本にキリスト教徒の法が存在することを再び禁止した。彼はこの布告を全国に公布するよう命じ、これを破つた者は、その家族全員も一緒に処罰する、と語つた。そして今度フランシスコ会の修道士六名とイエズス会士三名を宣教師の故に、亦日本人キリスト教徒十七名をこの法を受け入れた故に、磔に処した。托鉢修道士を罰した理由は、彼等が外交使節という名目で渡來したにも拘らず、そのままこの地に留まつて法を宣布したからである。更にその上、スペイン人は、先づ修道士を送り、福音を宣布してキリスト教徒をつくることによつて、メキシコやルソンを征服したという噂を耳にしたので、今や新たに大きな疑惑が彼の心に生じており、これらすべてを考え合せ、もしもキリスト教徒の頭であり、しかもインド副王から派遣されて來た人物として、彼の前に現れた司教猊下が、許可を受けずに日本に留つてゐることが知れたら、恐らくその激怒を買

い、キリスト教会全体、及びキリスト教会の働き手としてこの地にいるイエズス会のペードレやイルマンにとつて災いが及ぼされるであろうし、その上、われわれのことを助けてくれるような者もいないであろう。何故なら、今迄はわれわれイエズス会士を大いに援助し、そしてわれわれの主要な仲介者である玄以法印は、ペードレ・オルガンチーノがその二人の息子と親戚の者何人かに洗礼を授けたので、現在はわれわれに対しても非常に悪意を抱いてゐる。治部少輔がわれわれの為に弁護してくれることも殆んどありえない。何故なら、彼は次のように述べてわれわれを失望させた。即ち、この度はわれわれイエズス会士の為に援助をしたという一方で、一切太閤様の命令に背くことがないよう忠告し、もしこの点でわれわれが咎を受けるようなことになつたら、もはや助けることが出来ないどころか、敵対せねばならなくなる、それは、今迄太閤に対し、われわれが太閤の命令には非常に従順だと云つて來たので、今もしそれが事実と逆だということを太閤が知つたならば、自分が嘘をついたととられてしまうからだ、それ故保身の為には、イエズス会士の敵となる以外に方策がないからである、と述べ、自分「治部少輔自身のこと」が太閤のことを意に介さないように、太閤はわれわれイエズス会士から賄賂を受ければ、われわれに好意を寄せるのだ、などと自分に嘘をついて来て、と語つた。これが太閤の耳に入る恐れはないだろう、などと云うことは出来ない。何故なら、日本の習慣や国情から判断して、仮令司教猊下が一旦ナウに乗船し、その後長崎から一十乃至

二十五レーグワの所に別の船で上陸したところで、日本に駐在すれば立ち所に露見してしまふ事は必定である。太閤に密告するデウスの法の敵が必ずいるからである。

第二の理由は、今も述べたように、司教貌下の日本駐錫はすぐに露見してしまうに相違ないが、そうすると、盜人の如き寺沢とその弟が直ちにそれを知るところとなり、そして寺沢は、われわれの為に危険に陥れられることを憂慮し、亦これ程重大な事柄に於てわれわれが彼に従順でないことを知つて大いに驚き、われわれの敵になることは間違いない。そして恐らく彼は、これが太閤様の耳に入るのを怖れて、別の径路から知られてしまふ以前にそれを通報するであろう。丁度それは、以前彼が長崎のキリスト教徒について為した例がある通りで、その時は、彼は保身の為に、彼等は全員キリスト教徒であつて、キリスト教徒としての生き方をしている旨太閤に告げた。彼は自分に災いが及ばないようにする為、すべて司教貌下とイエズス会に罪を着せるような云い方で、太閤にそれを通報するに相違ない。亦、仮令寺沢が司教貌下の駐在を太閤に密告しないまでも、それが為に彼がわれわれに驚いて憎悪すれば、それだけでわれわれに大きな難儀が降りかゝつて来る。何故なら、彼は、他のすべてのカーナバダが依存しているわれわれの主要な避難所且つ隠家である長崎に対し支配力を有し、ナウの取引についての責任を持ち、太閤に対するわれわれの仲介者であり、そして更にこれら「^{シヨウ}」の九ヶ国に対して何らかの監督権をも有しているので、われわれは、キリスト教会にとつて非常に大きな障害になり、そしてわれわれにとつて耐え難い煩わしさとなるような事を行うことは出来ない。第三の理由は、司教貌下は、誰にもこゝに駐在していることを知られずに、堅振を授けることも、キリスト教徒と交わりを持つこともなく潜伏しているか、或いは又、仮令密かに、控え目ではあつても、堅振を授け、自分の聖務を執り行うか、のいずれかの態度を執らねばならないであろうが、もしも彼が堅振を授けることも何も行わないなら、彼の日本駐錫は無益な許りか、上述の如く、現在キリスト教会が享受しているこの僅かな平安を奪い、重大な災いを及ぼす大きな危険を伴うものである。亦、もし彼が堅振を受けたり、キリスト教徒に對して聖務を行うなら、出来るだけ秘密に行つても、直ちに露見してしまうに相違ない。第四の理由は、司教貌下が駐錫する所は、誰かキリスト大名の領内以外ではありえないが、この為にその領主は所領を失う危険にさらされることになる。何故なら、太閤は、いかなる過失によろうと、否、時には過失がないにも拘らず、領主からその所領を剥奪し、それが一国全体に及ぶ場合もある。これは、先年、誰も太閤に謀叛を企てたわけでもないのに、豊後の王⁽¹⁴⁾その他に對して實際に行つた通りである。そしてこの為、有馬殿、大村殿等の様なキリスト大名は、キリスト教会の現状を慮つて、司教貌下が日本に駐在するのは適切ではない、との意見であつた。

この外にも尚多くの理由を挙げることが出来ようが、簡略にする為擱筆する。何故なら、これら僅かな理由からも、司教貌下の日本司教ペドロ・マルティンス日本退去の事情

本駆錫がいかに危険な事であるか、充分理解されねと思われるからである。そしてしかも、日本では下層の民から重立つた領主に至る迄、全国民がいかに太閤様に服従してゐかといふ事を知つていふ者にとつては、これらの理由は一層大きな効力を持つてゐる。この件についてのペーネン達の見解が、斯の通りであることをうことを証明する為に、一五九七年三月十四日に長崎で作成され、私及びこの協議会に出席したペーネン達が署名した、本記録を提出した。ペニロ・ガメス=フランシスコ・パンソ=ディオゴ・デ・メスキータ=アントニオ・ロペス=アフォンソ・デ・ルセナ=フランシスコ・カルデロン=ライス・フロイス=ジアハノ・ロドリーゲス=マルシニャール・デ・メーニ=アントニオ・フランシスコ=ルイ・バントム。

註

- (一) P. Lorenzo Pérez, "Cartas y Relaciones del Japón," Archivo Ibero-American, XIII (1920), p. 42.
- (2) Ibid., pp. 44, 45.
- (3) Testimonio del Obispo del Japón sobre las causas del embargo del navio San Felipe, prisión y martirio de los Frailes Franciscanos, Macao, 17 de Noviembre de 1597. (P. Francisco Colin & P. Pablo Pastells, Labor Evangélica, Barcelona, 1900, t. II, p. 698.)
- (4) P. Lorenzo Pérez, op. cit., pp. 45~60.
- (5) Ibid., p. 181.
- (6) Ibid., pp. 353, 354.

(7) 「教以法師印カ」 H・チースリク師は註記しておられ。 (8) H・チースリク師「日本」十六聖人殉教関係史料」「キリストン研究」第八輯所収、吉川弘文館、昭和三十八年、1111頁、1111頁。

(9) Luis de Guzman, Historia de las misiones de la Compañía de Jesús, Bilbao, 1891, p. 602. (新井レハ訳「東方伝道史」ト巻、六六九頁)

(10) 「大日本古今文書、家わけ第一」、浅野家文書」四八七~四九六頁(所取、慶長11年)三月廿一日、豊田秀吉高麗陣陣立書。

(11) J. L. Alvarez-Taladriz, "Una carta inédita de Maeda Geni (1593) al P. Pedro Gomez, S. J."「大阪外国语大学学報」十六号所取、十八頁。

(佐久間正記「A・ペニロ・ガメス宛前田玄以の未刊の一書簡(一五九三)」、「キリスト教史学」第十九集所取、昭和四一年、一八頁)

(12) 秀吉が「十人以上の聖殉教者を処刑した宣告文は次の通りである。

「此者共日本來之使者と偽り日本に來り御禁制をやりしたる宗門を弘めたる科により長崎に於て磔刑に處するものなり」

(永山時英「切支丹史料集」、対外史料室鑑刊行会、昭和一年、史料十四)

(13) H・チースリク師、前掲論文、一一四頁。

(14) 大友義統が文禄の役に従軍中とつた卑怯な行動を責められて、所領を没収せられた事を指してゐる。